

# ～ご意見をお寄せください～ 「軽米町過疎地域持続的発展計画(案)」

現在、町では、令和8年度を初年度とする「軽米町過疎地域持続的発展計画」の策定作業を進めています。このほど計画の案がまとまりましたので、「パブリックコメント※」の実施により広く町民の皆さんからご意見を募集いたします。住みよい町づくりに向けご意見をお寄せください。

## 1. 過疎地域持続的発展計画とは

令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展に関する特別措置法」に基づき、過疎からの自立と地域の持続的発展を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間における基本方針や対策を定める計画です。

## 2 過疎地域持続的発展計画（案）の概要

### (1) 基本的な事項 (P1～11)

町の人口や産業の推移等の現況の他、本計画における基本方針、基本目標などについて示しています。

### (2) 分野ごとの取組方針 (P12～41)

次の11の分野における現況と問題点、その対策、目標、事業計画を示しています。

- ・移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- ・産業の振興
- ・地域における情報化
- ・交通施設の整備、交通手段の確保
- ・生活環境の整備
- ・子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進
- ・医療の確保
- ・教育の振興
- ・集落の整備
- ・地域文化の振興等
- ・再生可能エネルギーの利用の推進

### (3) 過疎地域持続的発展特別事業 (P42～47)

分野ごとの事業計画から、特別事業（ソフト事業）のみを再掲しています。

## ○軽米町過疎地域持続的発展計画（案）の公表・意見募集

■募集期間 令和8年3月16日（月）午後5時まで

■提出方法

住所、氏名、意見を記入し、郵送、メール、ファックス、直接持参、町ホームページフォームのいずれかの方法で提出してください。（様式は問いません）

■提出・問い合わせ先

軽米町役場 政策推進課政策企画担当（〒028-6302 軽米町大字軽米10-85）

電話 0195-46-2115 FAX 0195-46-2335

メール [seisaku@town.karumai.iwate.jp](mailto:seisaku@town.karumai.iwate.jp)

（町ホームページ）

（意見入力フォーム）

町ホームページ

（右のQRコードから計画案等の閲覧や  
意見の提出ができます）

